

青森県報

第三千六百九十六号

平成二十五年
五月二十七日
(月曜日)

目次

食鳥検査の指定検査機関の名称変更の届出……………	(保健衛生課) …… 一
介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………	(高齢福祉課) …… 一
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………	(同) …… 二
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………	(同) …… 二
指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………	(障害福祉課) …… 二
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………	(同) …… 二
建築士法による指定登録機関の名称変更の届出……………	(建築住宅課) …… 二
建築士法による指定事務所登録機関の名称変更の届出……………	(同) …… 三
特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………	(県民生活文化課) …… 三
出先機関……………	
土地改良区の役員の就任及び退任……………	(西北地域) …… 三
右 同……………	(同上) …… 四
公安委員会……………	
役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格……………	(運転免許課) …… 四

告 示

青森県告示第四百四十九号

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)第二十条第二項の規定により、同法第十五条第一項から第三項までに規定する検査を行わせることとした指定検査機関社団法人青森県獣医師会から次のとおり名称の変更の届出があったので、同法第二十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 名称

変更前 社団法人青森県獣医師会

変更後 公益社団法人青森県獣医師会

二 変更年月日

平成二十五年四月一日

青森県告示第四百五十号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十五年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所	指定年月日
有限会社サ ンライズ	八戸市沼館二丁目三三の五	訪問看護	訪問看護	八戸市長根二丁目四の二	平成 二五年 五・三

青森県告示第四百五十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十五年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所	指 月 年 日 日 定
	有 限 会 社 サ ン ラ イ ズ	八 戸 市 沼 館 二 丁 目 三 三 三 の 五	八 戸 介 護 相 談 セ ン タ ー	
平成 二 五 年 五 月 二 七 日				

青森県告示第四百五十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十五年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名 称 又 は 氏 名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	指 定 年 月 日
	有 限 会 社 サ ン ラ イ ズ	八 戸 市 沼 館 二 丁 目 三 三 三 の 五	介 護 予 防 サ ー ビ ス	
平成 二 五 年 五 月 二 七 日				

青森県告示第四百五十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から

障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十五年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名 称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 を 行 っ た 日
	合 同 会 社 あ お ば	八 戸 市 青 葉 二 丁 目 一 六 の 一 七	自 立 訓 練 サ ー ビ ス	
平成 二 五 年 五 月 二 七 日				

青森県告示第四百五十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十五年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
山 本 薬 局	十 和 田 市 西 二 番 町 一 三 の 二 一	平 成 二 五 年 五 月 二 七 日

青森県告示第四百五十五号

建築士法（昭和二十五年法律第百二十二号）第十条の二十第三項において準用する同法第十条の六第二項の規定により、次のとおり指定登録機関から名称の変更の届出があったので、同法第十条の二十第三項において準用する同法第十条の六第三項の規定により公示する。

平成二十五年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

変更前	変更後	変更の年月日
社団法人青森県建築士会	一般社団法人青森県建築士会	平成 三 〇 一

青森県告示第四百五十六号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十六条の第三項において準用する同法第十条の六第二項の規定により、次のとおり指定事務所登録機関から名称の変更の届出があったので、同法第二十六条の第三項において準用する同法第十条の六第三項の規定により公示する。

平成二十五年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

変更前	変更後	変更の年月日
社団法人青森県建築士事務所協会	一般社団法人青森県建築士事務所協会	平成 三 〇 一

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日
平成二十五年五月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人しおん

三 代表者の氏名

齋藤 久美子

四 主たる事務所の所在地

弘前市大字大原二丁目八の二〇

五 定款に記載された目的

この法人は、キリスト教精神に基づき、障害のあるなしにかかわらず地域社会の中で手助けを必要としている方々が、生きがいのある平安な愛に溢れた生活を築けるよう支援する活動を行い、もって地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、三湖土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十五年五月二十七日

西北地域県民局長 藤 岡 正 昭

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理 事	野上 憲幸	北津軽郡中泊町大字薄市字沖原一七の一五九	平成 三 〇 一 〇 就 任
"	塚本 茂	大字豊岡字片岡一三の五	"
"	平山 久宗	大字今泉字神山五九の一	"
"	木村 松男	大字高根字小金石七八七	"
"	加藤 寛治	大字中里字亀山六二四	"
"	葛西 久夫	大字尾別字浅井一五八の	"
"	米塚 文一	大字福浦字松野尾七の六	"

理事	野上 憲幸	一五九	大字薄市字冲原一七〇	二五・五九退任
監事	敦賀 鉄幸	六〇	大字今泉字唐崎二〇の一	"
理事	坂本 朝彦	二	北津軽郡中泊町大字長泥字玉清水五六の六	"
監事	奈良 正勝	五所川原市太田山の井一七四		"
理事	高松 幸男	"	大字田茂木字鳴見九の七	"
監事	平山 久宗	"	大字今泉字神山五九の一	"
理事	塚本 茂	一	大字豊岡字片岡一三の五	"
監事	木村 松男	"	大字高根字小金石七八七	"
理事	加藤 寛治	"	大字中里字龜山六二四	"
監事	葛西 久夫	"	大字尾別字浅井一五八の八	"
理事	米塚 文一	"	大字福浦字松野尾七の六	"
監事	奈良 正勝	五所川原市太田山の井一七四		"
理事	敦賀 鉄幸	北津軽郡中泊町大字今泉字唐崎二〇の一		"
理事	三上 正美	六〇	大字芦野字福泊二二	"

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、荒屋平土地改良区から、次のとおり役員の新就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十五年五月二十七日

上北地域県民局長 三 上 俊 孝

役員別の氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事 久保 均	上北郡七戸町字賽ノ神二七	平成二五・四・三就任
母良田芳雄	十和田市大字大沢田字北野二二九	"

監事	赤沼 精一	上北郡七戸町字荒屋一〇四の一〇	"
理事	中澤 鐵生	" 字中村二五の二	"
監事	山田 正	十和田市大字洞内字家ノ上二九	"
理事	小笠原誠一	" 字坂本三五の一	"
監事	小笠原信夫	" 字五十貫田四八	"
理事	中野 修	" 字豊良一の三〇	"
監事	赤沼 貞敏	上北郡七戸町字見町五六の四〇	"
理事	仁和 竹男	十和田市大字大沢田字下道六六	"
監事	山田 博志	上北郡七戸町字沼ノ沢四六の二四	"
理事	久保 均	上北郡七戸町字賽ノ神二七	二五・四・三退任
監事	仁和 正教	十和田市大字大沢田字幸久保六二の一	"
理事	氣田 勉	" 字中村五五の五	"
監事	赤沼 貞敏	" 字見町五六の四〇	"
理事	山田 博志	" 字沼ノ沢四九の二	"
監事	山田 繁雄	" 字沼ノ沢四九の二	"
理事	仁和 一儀	上北郡七戸町字倉前一八の二	"
監事	中野 修	" 字豊良一の三〇	"
理事	小笠原誠一	" 字坂本三五の一	"
監事	小笠原信夫	" 字五十貫田四八	"
理事	山田 正	十和田市大字洞内字家ノ上二九	"
監事	山田 正	" 字坂本三五の一	"
理事	中澤 鐵生	" 字中村二五の二	"
監事	赤沼 精一	" 字荒屋一〇四の一〇	"
理事	浦田 修一	" 字沼ノ沢四六の一	"
監事	中村 栄三	上北郡七戸町字太田野七の四	"
理事	母良田芳雄	十和田市大字大沢田字北野二一九	"
監事	久保 均	上北郡七戸町字賽ノ神二七	"
理事	仁和 正教	十和田市大字大沢田字幸久保六二の一	"
監事	氣田 勉	" 字中村五五の五	"
理事	赤沼 貞敏	" 字見町五六の四〇	"
監事	山田 博志	" 字沼ノ沢四九の二	"
理事	山田 繁雄	" 字沼ノ沢四九の二	"
監事	仁和 一儀	上北郡七戸町字倉前一八の二	"
理事	中野 修	" 字豊良一の三〇	"
監事	小笠原誠一	" 字坂本三五の一	"
理事	小笠原信夫	" 字五十貫田四八	"
監事	中野 修	" 字豊良一の三〇	"
理事	赤沼 貞敏	上北郡七戸町字見町五六の四〇	"
監事	仁和 竹男	十和田市大字大沢田字下道六六	"
理事	山田 博志	上北郡七戸町字沼ノ沢四六の二四	"

公安委員会

青森県警察本部長告示第二十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の五第一項及び第六十七條の十一第二項の規定に基づき、役務の提供を受ける契約（指定自動車教習所職員講習委託業務に係るものに限る。以下「役務契約」という。）を一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）により締結する場合における競争入札

に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を、競争入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）の申請の時期及び方法を次のとおり定めたと、同令第六十七條の五第二項及び第六十七條の十一第三項において準用する同令第六十七條の五第二項の規定により公示する。

平成二十五年五月二十七日

青森県警察本部長 山 本 有 一

一 競争入札参加資格

1 資格審査の対象となる者は、県と役務契約を締結することを希望する法人であつて、次のいずれにも該当しないものとする。

(一) 地方自治法施行令第六十七條の四第一項の規定に該当する者（ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得てゐる者を除く。）

(二) 営業に關し許認可等を必要とする場合で、当該許認可等を受けていない者

(三) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項各号（同令第六十七條の十一第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事由に該当し、競争入札参加資格を停止された期間を経過しない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(四) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）第二条第二号に規定する暴力団をいう。）

(五) 次に掲げる者に該当する者

ア 暴力団員（法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。）

イ 役員等（法人にあつては役員であつて経営に事実上参加している者、法人でない団体にあつては代表者、理事その他法人における経営に事実上参加している役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及びその使用人（支配人、本店长、支店長その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）が自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団の威力を利用したと認められる者

ウ 役員等が暴力団の威力を利用する目的で、若しくは暴力団の威力を利用し

たことに關し、金品その他財産上の利益の供与（以下「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められる者

エ 役員等が正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められる者

オ 役員等が暴力団と交際していると認められる者

2 競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる事項について別に定める役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に關する要領に基づき、資格審査を受け、その結果に基づいて契約の金額により区分されたA、B及びCの三等級のいずれかに格付された者であつて、当該契約の金額に対応する等級に格付されたものとする。

(一) 生産額又は販売額

資格審査の申請をする日（以下「審査基準日」という。）の直前二年の各事業年度における生産又は販売について算出した年間平均生産額又は販売額

(二) 経営規模

ア 審査基準日の直前の事業年度終了後の決算（以下「決算」という。）における自己資本額（純資産の部の合計額）

イ 決算における事業に従事する職員数

(三) 経営比率

決算における流動比率（流動資産を流動負債で除して得た数値を百分比で表したものをいう。）

(四) 営業年数

審査基準日までの営業年数

(五) 障害者雇用状況

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第四十三條第七項に規定する事業主にあつては、所轄の公共職業安定所に報告した直近の法定雇用率達成の有無とし、それ以外の事業主にあつては審査基準日における障害者（同法第二条に規定する障害を有し、同法第四十三條第一項に規定する労働に従事している者をいう。）の雇用人数とする。

(六) ISO 認証取得

審査基準日における国際標準化機構が定めた規格（ISO 9001・140

01) の認証取得の有無

二 競争入札参加資格の特例

契約について、当該契約に対応する等級に格付された者が少数であるため、入札の競争性が失われるおそれがあると認められる場合には、当該契約に対応する等級以外の等級に格付された者を、その者の現在の受注能力等を勘案して、競争入札に参加させることがある。

三 資格審査の申請の時期

平成二十五年五月二十七日から同年六月十四日までとする。

ただし、申請をしようとする者が他の時期に当該申請を希望する場合は、この限りでない。

四 資格審査の申請の方法

1 資格審査の申請は、競争入札参加資格審査申請書（様式第一号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、青森県警察本部運転免許課に提出して行わなければならない。

(一) 経営規模等総括表（様式第二号）

(二) 商業登記事項証明書の原本又は写し

(三) 財務諸表（審査基準日の直前二年の各事業年度における決算によるもの）

貸借対照表及び損益計算書

(四) 納税証明書（審査基準日直前の事業年度一年分）

法人税、消費税及び地方消費税に係るもの並びに法人事業税及び法人住民税に係るもの（本店の所在地を管轄する都道府県で発行した法人事業税及び法人都道府県民税に係るもの）

(五) 許認可証等の写し

契約の履行に関し、法令等に基づく許可、認可又は登録等が必要な場合は、当該許可、認可又は登録等を受けていることを証する書類の写し

(六) 障害者雇用状況報告書の写し

(七) ISO認証取得登録証の写し

(八) 役員等一覧表（様式第三号）

(九) その他青森県警察本部長が必要と認めた書類

2 申請書及び1の(三)の財務諸表は、日本語で作成し、1の(四)から(九)までの添付書類について外国語で作成されているものには、日本語による翻訳文を付記し、又は添付するものとする。

3 1の添付書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条の規定による外国貨幣換算率の例により日本通貨に換算し、記載しなければならない。

五 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、書面により申請者に通知する。

六 競争入札参加資格の格付の有効期間

競争入札参加資格の格付の有効期間は、五の規定による格付の決定の通知において指定する日から平成二十八年九月三十日までとする。

七 申請書の記載事項の変更届等

資格審査の結果の通知を受けた者は、次に掲げる事項について変更があったとき、営業を廃止したとき又は休業するとき、直ちに競争入札参加資格審査申請書記載事項変更（休・廃業）届（様式第四号）を提出しなければならない。

ただし、1から3までに係る事項について、その内容が登記事項である場合は、商業登記事項証明書の原本又は写し及び役員等一覧表（様式第三号）を添付するものとする。

1 商号又は名称

2 本店又は年間委任状を提出している支店等の所在地又は住所

3 代表者又は年間委任状の受任者の氏名

4 その他競争入札参加資格に関し重要と認められる事項

青森県警察本部長 殿

申請者 所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名

印

競争入札参加資格審査申請書

青森県が締結する役務の提供を受ける契約（指定自動車教習所職員講習委託業務に限る。）に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査について関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

経営規模等総括表

区分 新規・継続

区分 役務の提供

審査値	格付

フリガナ 商号又は 住所又は 主たる営業所 の所在地	干	代表者名	
本申請者の 担当者	担当名 FAX番号	職氏名	
希望する 業務	役務の提供	電話番号	
希望する 業務		FAX番号	

(単位：千円)

平均生産額 又は販売額	直前第2年度決算 ①	直前第1年度決算 ②	平均生産額 (①+②)/2	役務
自己資本額	資本金(元入金) 総資産合計(次年度繰越純資本金額)			
職員数	技術関係職員 人	事務関係職員 人	その他 人	計 人
営業比率	流動資産() 流動負債()		×100 = %	
営業年数	創業日 年月日	現組織変更日 年月日	営業中断期間 年月～年月	通算年数 年
障害者雇用状況	障害者雇用状況報告義務 有・無			有・無
ISO認取得	法定雇用率達成 有・無			雇用障害者数 人
	有 (ISO9001又はISO14001)			無

(注) 太枠の欄は、記入しなさい。

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

青森県警察本部長 殿

届出者 所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

競争入札参加資格審査申請書記載事項変更（休・廃業）届

青森県の競争入札参加資格申請書を提出していますが、

記載事項について下記のとおり変更したので

次のとおり営業を 休業 ・ 廃業 したので

届け出ます。

なお、この変更届の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 記載事項変更

変更事項	変更前	変更後	変更年月日	備考

2 休・廃業

休業期間 年 月 日 ～ 年 月 日

廃止月日 年 月 日

注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4縦長とする。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一
銭